

## ○職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例

制 定 平 5. 3.24 条例 1  
最近改正 令 2. 3.25 条例 1

### (趣 旨)

第 1 条 次の各号に掲げる規定により、6 月又は 12 月に在職する議員及び職員に支給することとされている手当については、この条例の定めるところによる。

(1)議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 1 号）第 6 条

(2)職員の給与に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号）第 21 条  
(議員の期末手当)

第 2 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職し、前条第 1 号に掲げる規定の適用を受ける議員に対して、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日に期末手当を支給する。

2 前項に定める議員の期末手当の額は、基準日現在の報酬月額及びその報酬月額に 100 分の 20 を超えない割合を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 190、12 月に支給する場合においては 100 分の 200 を乗じて得た額とする。

### (一般職員の期末手当)

第 3 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職し、第 1 条第 2 号に掲げる規定の適用を受ける職員（管理者が定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日の期末手当を支給する。

2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の管理者が定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の管理者が定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ 100 分の 100 を超えない範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

(1)地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和 2 年淀川左岸水防事務組合条例第 1 号）第 2 条の規定より採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に、100 分の 130 を乗じて得た額

(2)再任用職員及び一般任期付職員 期末手当基礎額に、100 分の 72.5 を乗じて得た額

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第 1 項に定める職員のうち、職員の複雑、困難及び責任の度等を考慮して管理者が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額（管理者が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額にそれぞれその基準日現在においてその職員が受けるべ

き管理職手当の月額を超えない範囲内で管理者が定める額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 前3項の規定にかかわらず、調査対象期間において管理者が定める特別の事由がある職員の期末手当の額については、前3項の規定により算定される額から管理者が定める額を減じた額とすることができます。

(一般職員の勤勉手当)

第4条 基準日にそれぞれ在職し、第1条第2号に掲げる規定の適用を受ける職員（管理者が定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日に勤勉手当を支給する。

2 前項に定める職員の勤勉手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、調査対象期間における欠勤等の日数の区分に応じ、それぞれ100分の100を越えない範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

(1)再任用職員以外の職員勤勉手当基礎額に、100分の95を乗じて得た額

(2)再任用職員及び一般任期付職員 勤勉手当基礎額に、100分の45を乗じて得た額

3 第2項の勤勉手当基礎額は、基準日現在において当該職員がうけるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前条第4項の規定は第2項の勤勉手当基礎額について、同条第5項の規定は第1項の規定の適用を受ける職員の勤勉手当の額について、それぞれ準用する。

(期末手当の支給制限)

第5条 第1条第2号に掲げる規定の適用を受ける職員で次の各号のいずれかに該当するものには、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号及び第5号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1)基準日から当該基準日に対応する期末手当の支給日（以下この条及び次条において「支給日」という。）の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分（以下「懲戒免職処分」という。）を受けた職員

(2)基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4)次条第1項又は第2項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該一時差止処分を取り消された者を除く。以下同じ。）で、刑事事件（同項各号に該当して一時差止処分を受けた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(5)次条第1項の規定により一時差止処分を受けた者で、当該支給日の前日までの行為に関し懲戒免職処分を受けたもの

2 管理者は、第1条第2号に掲げる規定の適用を受ける職員のうち支給日に期末手当を支給することとされていた職員で離職したものが管理者が定める期間（以下「対象期間」という。）中に懲戒免職処分を受けるべき行為（対象期間中の職員の非違に当た

る行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。) をしたと認めた場合は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該期末手当を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 管理者は、前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 管理者は、第2項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 5 管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を組合掲示板に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(期末手当の支給の一時差止め)

第6条 管理者は、第1条第2号に掲げる規定の適用を受ける職員のうち支給日に期末手当を支給することとされている職員（次項に規定する職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1)当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2)当該支給日の前日までに、刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
  - (3)当該支給日の前日までに、管理者が、その者について、その者の対象期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき
- 2 管理者は、第1条第2号に掲げる規定の適用を受ける職員のうち支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1)離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴をされ、その判決が確定していない場合
  - (2)離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
  - (3)離職した日から当該支給日の前日までの間に、管理者が、その者について、その者の対象期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うにたりる相当な理由があると思料するに至ったとき

- 3 前条第4項及び第5項の規定は、前2項の規定による一時差止処分について準用する。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者が刑事事件（第2項第2号又は第3号に該当して一時差止処分を受けた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1)一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件に關し無罪の判決が確定した場合
  - (2)一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、前条第1項又は第2項の規定による期末手当の支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過したとき
  - (3)一時差止処分を受けた者について、刑事事件（第2項第2号又は第3号に該当して一時差止処分を受けた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し起訴をされることなく、かつ、前条第1項又は第2項の規定による期末手当の支給制限を受けることなく、当該一時差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくばったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

（公平委員会への諮詢等）

- 第7条 管理者は、第5条第2項の規定による処分を行おうとするときは、公平委員会に諮詢しなければならない。
- 2 公平委員会は、第5条第2項の規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
  - 3 公平委員会は、必要があると認める場合には、第5条第2項の規定による処分に係る事件に關し、当該処分を受けるべき者又は管理者にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適當を認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
  - 4 公平委員会は、必要があると認める場合には、第5条第2項の規定による処分に係る事件に關し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
  - 5 前各項に定めるもののほか、第5条第2項の規定による処分に係る調査審議に關し必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当の支給制限等）

- 第8条 前3条の規定は、第4条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

この場合において、第5条第1項及び第2項中「第3条第1項」とあるのは「第4条第1項」と読み替えるものとする。

(施行の細則)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年3月1日から適用する。
- 2 平成21年12月に職員（第1条第2号に掲げる条例の適用を受けるものに限る。以下同じ。）に支給すべき期末手当の額は、第3条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整措置額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整措置額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成21年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の0.29を乗じて得た額に、同年4月から職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例（平成21年淀川左岸水防事務組合条例第2号）の施行の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
  - (2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.29を乗じて得た額

附 則（平5.12.21条例7）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(平成6年3月に支給する手当の額の特例)
- 2 この条例による改正前の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条の規定に基づき平成5年12月に期末手当を支給された職員に対して、この条例による改正後の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定に基づき平成6年3月に勤勉手当を支給すべき場合におけるその者の当該勤勉手当の額は、同上第2項及び第3項又は改正後の条例の規定にかかわらず、これらの規定に基づき算出して得た額から、その者が平成5年12月に支給された期末手当の額に260分に10を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除した額とする。

附 則（平6.12.14条例7）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(平成7年3月に支給する手当の額の特例)
- 2 この条例による改正前の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例第3条の規定に基づき平成6年12月に期末手当を支給された職員に対して、第4条の規定に基づき平成7年3月に勤勉手当を支給すべき場合におけるその者の当該勤勉手当の額は、同条第

2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に基づき算出して得た額から、その者が平成6年12月に支給された期末手当の額に250分の10を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除した額とする。

#### 附 則（平9.12.18条例3）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平11.12.21条例3）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の条例第2条の規定に基づき平成11年12月に議員に支給すべき期末手当の額は、同条第2項中「100分の235」とあるのは、「100分の220」とする。  
(平成12年3月に支給する期末手当の額の特例)
- 3 改正後の条例第3条の第2項の規定に基づき平成12年3月に職員に支給すべき期末手当の額は、改正後の条例第3条第2項から第4項までの規定に基づき算出して得た額から、期末手当基礎額（改正後の条例第3条第2項の期末手当基礎額をいう。）に100分の30を乗じて得た額を超えない範囲内で管理者が定める額を控除した額とする。

#### 附 則（平13.1.17条例2）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(平成13年3月に支給する議員報酬の額の特例)
- 2 平成13年3月に支給すべき議員報酬の額は、改正後の条例第2条第2項の規定に基づき算出して得た額から、期末手当基礎額（改正後の条例第2条第2項の期末手当基礎額をいう。）に100分の20を乗じて得た額を超えない範囲内で管理者が定める額を控除した額とする。  
(平成13年3月に支給する期末手当の額の特例)
- 3 改正後の条例第3条第2項の規定に基づき平成13年3月に職員に支給すべき期末手当の額は、改正後の条例第3条第2項から第4項までの規定に基づき算出して得た額から、期末手当基礎額（改正後の条例第3条第2項の期末手当基礎額をいう。）に100分の20を乗じて得た額を超えない範囲内で管理者が定める額を控除した額とする。

#### 附 則（平13.12.26条例6）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(平成14年3月に支給する期末手当の額の特例)
- 2 改正後の条例第3条第2項の規定に基づき平成14年3月に職員に支給すべき期末手当の額は、改正後の条例第3条第2項から第4項までの規定に基づき算出して得た額から、期末手当基礎額（改正後の条例第3条第2項の期末手当基礎額をいう。）に100分の5を乗じて得た額を超えない範囲内で管理者が定める額を控除した額とする。

#### 附 則（平14.12.16 条例4）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平15.12.18 条例4）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月に支給する期末手当の額の特例)

- 2 この条例第1条の規定による改正後の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、平成16年3月に職員に支給すべき期末手当の額は、改正後の条例第3条第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき算出して得た額から、期末手当基礎額（改正後の条例第3条第2項の期末手当基礎額をいう。）に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内で管理者が定める額を控除した額とする。
- 3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年度淀川左岸水防事務組合条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第6条第2項中「係る期末手当」を「係る期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第3項を削る。

#### 附 則（平17.12.22 条例6）

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

#### 附 則（平18.3.23 条例2）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則（平18.11.30 条例10）

この条例は、平成18年12月1日から施行する。

#### 附 則（平19.3.23 条例2）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平20.3.19 条例2）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年12月1日から適用する。  
(期末手当及び勤勉手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基

づいて議員及び職員に支払われた平成 19 年 12 月 1 日を基準日とする期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による同日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

#### 附 則（平 20.12.1 条例 6）

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

#### 附 則（平 21.12.1 条例 2）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の条例第 2 条の規定に基づき平成 21 年 12 月に議員に支給すべき期末手当の額は、同条第 2 項中「100 分の 200」とあるのは、「100 分の 180」とする。
- 3 改正後の条例第 3 条の規定に基づき平成 21 年 12 月に職員に支給すべき期末手当の額は、同条第 2 項中「100 分の 150」とあるのは、「100 分の 135」とする。
- 4 改正後の条例第 4 条の規定に基づき平成 21 年 12 月に職員に支給すべき勤勉手当の額は、同条第 2 項中「100 分の 70」とあるのは、「100 分の 65」とする。

#### 附 則（平 22.3.26 条例 2）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平 22.12.17 条例 6）

(施行期日)

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（平 24.3.28 条例 2）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成 24 年 6 月に職員（この条例による改正後の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 2 項第 1 号に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）を除く。）に支給すべき勤勉手当に係る改正後の条例第 4 条第 2 項第 1 号の勤勉手当基礎額については、同条第 3 項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 3 平成 24 年 12 月及び平成 25 年 6 月に再任用職員以外の職員に支給すべき勤勉手当に係る改正後の条例第 4 条第 2 項第 1 号の勤勉手当基礎額については、同条第 3 項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額に 100 分の 50 を乗じて得た額並びにこれらに対する地域手当の月額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）の合計額とする。

## 附 則（平 25.12.19 条例 4）

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

## 附 則（平 27.3.25 条例 3）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改定後の条例」という。）第 4 条の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。  
(勤勉手当の内払)
- 3 第 1 条の規定による改正前の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた平成 26 年 12 月 1 日を基準日とする勤勉手当は、改定後の条例の規定による同日を基準日とする勤勉手当の内払とみなす。  
(施行の細目)
- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則（平 28.12.20 条例 11）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改定後の条例」という。）第 4 条の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。  
(勤勉手当の内払)
- 3 第 1 条の規定による改正前の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた平成 28 年 12 月 1 日を基準日とする勤勉手当は、改定後の条例の規定による同日を基準日とする勤勉手当の内払とみなす。  
(施行の細目)
- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則（平 29.12.21 条例 3）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改定後の条例」という。）第 4 条の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。  
(勤勉手当の内払)
- 3 第 1 条の規定による改正前の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた平成 29 年 12 月 1 日を基準日とする勤勉手当は、改定後の条例の規定による同日を基準日とする勤勉手当の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平30.12.19 条例5）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(勤勉手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた平成30年12月1日を基準日とする勤勉手当は、改正後の条例の規定による同日を基準日とする勤勉手当の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令元.12.20 条例3）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和元年12月1日から適用し、第5条の規定は、令和元年12月14日から適用する。

(勤勉手当の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当は、改正後の条例の規定による同日を基準日とする勤勉手当の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。